

証明書取得時に窓口で提示してください

前倒し給付

奨学のための給付金の提出書類（課税証明書・非課税証明書）について

●奨学のための給付金(新入生に対する前倒し給付)をご申請の方へ

- ・申請に必要な課税証明書(又は非課税証明書)は、保護者等全員分の全部事項が記載された証明書(省略がない証明書)です。
- ・前倒し給付の申請には、令和7年度の証明書※が必要です。(通常申請は令和8年度のもの)
※令和6年の所得に応じた税額がわかるものです。
- ・課税証明書の発行日が令和8年4月1日以降に発行されて且つ申請書記入日より3カ月前以降に発行されたものが必要です。
(令和8年10月30日が申請書記入日であれば、令和8年7月30日以降に発行されたもの。)
- ・税の申告を行っていない場合や非表示の部分がある場合、再提出をお願いすることがあります。
- ・課税証明書(又は非課税証明書)の発行についてご心配がある方は、この紙を市役所等証明書発行窓口の方へお渡しください。

●課税証明書・非課税証明書発行窓口の方へ

- ・大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金(新入生に対する前倒し給付)を支給するに際し、生徒の保護者等全員分の令和7年度の住民税の課税状況を確認する必要があります。
- ・令和7年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認できる全部事項の記載された課税証明書(又は非課税証明書)の発行をお願いいたします。
- ・上記の内容に非表示の部分がある場合、申請者の方へ再提出をお願いすることがあります。
- ・未申告等の理由で保護者等全員分の所得割額が確認できない場合、当給付金の対象となりません。未申告の場合は、税の申告方法等についてご案内くださいますようお願いいたします。
- ・ご不明な点等ございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

<本件連絡先>

担 当:大阪府教育庁 施設財務課 歳入グループ

TEL:06-6941-0351(代表) 内線:6913 又は 6914

FAX:06-6946-1141